

# 平成30年度人事行政の運営等状況の公表について

町の人事行政を運営していく上で、より公正で透明性を高めていくために、「利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成30年度の町職員の任免、給与、勤務条件の状況などについて、その概要を公表します。

## 1. 職員の任免および職員数に関する状況

①職員採用の状況 (単位：人)

区分	新規採用	再任用 (※)	
		常勤	短時間
事務職員	10	0	8
技術職員	0	0	1
技能労務職員	0	0	0

(※) 定年退職後などに再任用された職員

②退職の状況

区分	定年	勸奨	その他	合計
事務職員	8	0	8	16
技術職員	0	0	1	1
技能労務職員	1	0	0	1

③職員数の状況

区分	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1
事務職員	140	147	148
技術職員	12	14	14
技能労務職員	16	15	14
合計	168	176	176

※特別職・県などからの派遣職員を除く

## 2. 職員の給与の状況 (平成30年度決算)

会計	給料	職員手当等	合計
一般会計	576,739,417	349,361,735	926,101,152
特別会計	56,196,000	46,056,156	102,252,156
合計	632,935,417	395,417,891	1,028,353,308

※職員手当のうち退職手当負担金は除く

## 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間 (平成30年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

②年次休暇の状況

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
4,972日	1,567日	137人	11.4日	31.5%

※年次休暇の状況は、町長事務部局の状況

③介護休暇の取得者数…0人

## 4. 職員の休業に関する状況

①休業の種類

種類	内容
育児休業	職員が3歳未満の子を養育するために、承認を受けて休業することができます。
部分休業	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができます。

②休業の取得状況

種類	取得者数 (人)		
	男性職員	女性職員	合計
育児休業	0	2	2
部分休業	0	1	1

## 5. 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分…2件 ②懲戒処分…0件

## 6. 職員のサービスの状況

営利企業等従事に係る許可の状況 申請件数…0件

## 7. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

①職員研修

区分	研修名など	受講人数
庁内研修	新規採用職員研修、人事評価研修など	225人
庁外派遣	茨城県自治研修所 (10 課程)	29人
	稲敷地方広域市町村圏事務組合 (6 課程)	27人

②勤務成績評価の状況

職員の勤務成績、職務に必要な能力・資質などについての評価を行い、その結果を人材育成に活かし、組織全体の能率の向上を図るため、平成27年度から人事評価制度の勤勉手当への反映を行っており、平成29年度から昇給などへの反映を行っています。

## 8. 職員の福祉および利益の保護の状況

①茨城県市町村職員共済組合の主な事業

事業名	内容
短期給付事業	病気・ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に組合員とその家族に医療などの必要な給付を行う事業
年金給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に年金や一時金を給付する事業
福祉事業	健康保持増進事業 (健康診断など) や保養所の運営、住宅資金などの貸し付けなどの事業

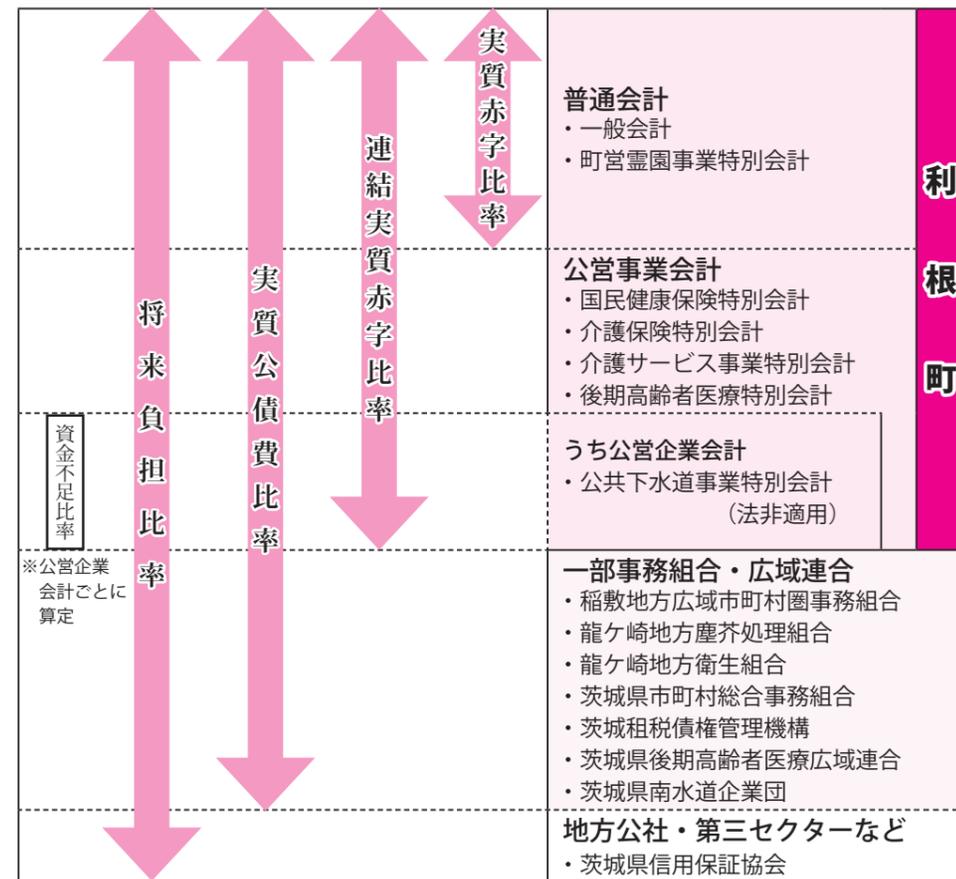
②利根町が実施する健康診断実施状況

定期健康診断受診者数…130人

③取手地方公平委員会からの報告事項

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況…0件  
不利益処分に関する不服申し立ての状況…0件

問い合わせ先  
役場総務課 人事給与係 ☎68-2211 (内線312・315)



地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (財政健全化法) により、平成30年度決算による町の財政の健全化を判断する「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「実質公債費比率」・「将来負担比率」(4つの比率を「健全化判断比率」といいます) と公営企業会計の経営の健全化を判断する「資金不足比率」を、町民の皆さまにお知らせします。

健全化判断比率と資金不足比率の対象となる会計等は、左表のとおりです。

町の財政状況をお知らせします

## 健全化判断比率の状況

4つの健全化判断比率により、どのような財政状況かを判断する基準として、「早期健全化基準」(黄信号)、「財政再生基準」(赤信号)があり、基準を一つでも超えると財政健全化計画や財政再生計画を定め、財政の健全化や再生に取り組むことになります。

利根町は、すべての比率が早期健全化基準を下回っていますが、毎年度基金 (家庭で言えば預貯金) を、歳入の財源不足に充てている状況です。今後も、行財政改革を図りながら、財政の健全化に努めていきます。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
利根町の比率	(黒字)	(黒字)	2%	—
早期健全化基準 (黄信号)	15%	20%	25%	350%
財政再生基準 (赤信号)	20%	30%	35%	

## 資金不足比率の状況

資金不足比率により、どのような経営状況かを判断する基準として、経営健全化基準があり、基準を超えると経営健全化計画を定め、経営の健全化に取り組むことになります。利根町は、収支が黒字ですので数値が示されません。

今後も、健全な経営に努めていきます。

公営企業会計 (事業規模)	利根町の比率	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計 (約1億9,000万円)	(黒字)	20%

問い合わせ先 役場財政課 財政係  
☎68-2211 (内線352・354)

### 【実質赤字比率とは…】

一般会計の赤字額の標準財政規模 (町税と普通交付税等で、平成30年度は約36億5,100万円です) に対する割合です。利根町は、収支が黒字ですので数値が示されません。

### 【連結実質赤字比率とは…】

町には一般会計以外に、いくつかの会計 (公営事業会計) があります。そのすべての会計の収支の赤字額の標準財政規模に対する割合です。利根町は、すべての会計で収支が黒字ですので数値が示されません。

### 【実質公債費比率とは…】

一般会計が負担する公債費 (町債の元利償還金) や公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合です。

### 【将来負担比率とは…】

一般会計が将来負担することとなる町債の残高や公営企業債に対する繰出見込額など実質的な負債の標準財政規模に対する割合です。利根町は、地方債現在高や債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額より、この将来負担する実質的な負債の返済に充てることができる基金現在高や地方債現在高等に係る交付税措置見込額などの充当可能財源などが上回ったため、比率が算定されません。

### 【資金不足比率とは…】

公営企業会計ごとの赤字額 (資金不足額) の事業規模に対する割合です。